



古代くん情報局 3

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）からのお知らせ

◆ 保険環境課 医療介護保険係

“75 歳到達月における自己負担限度額の特例” が創設されました！

医療保険制度においては、同じ月内に支払った医療費の自己負担が高額になった場合は、自己負担限度額を超えた分を払い戻す制度があります。

現在の保険制度では、75 歳になるとそれまで加入していた国民健康保険や被用者保険などから、長寿医療保険（後期高齢者医療保険）という新たな保険制度に変わります。そのため、75 歳になった月では、それぞれの保険制度で自己負担限度額までの負担が必要となり、場合によっては 2 倍の自己負担を強いられるケースもありました。

今回、75 歳到達月における医療費の自己負担軽減のため、それぞれの自己負担限度額を本来の半分とするよう法改正がなされました。

【実施時期】 平成 21 年 1 月に 75 歳に到達する方より実施

※なお、平成 20 年 4 月～12 月の間に 75 歳になった方についても、今回の改正内容に該当する方には、遡及して適用される見込みです。

【具体例】 毎月、医療機関に高額な自己負担分の支払をしていて、ひと月の自己負担限度額が 44,400 円（一般）の方が 75 歳に到達した場合。

